

## 近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する基本協定書

近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（以下、「本工事」という。）に関して、四日市市（以下、「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下、「優先交渉権者」という。）とは、以下のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本工事における発注者が実施した近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事における技術協力業務委託（優先交渉権者選定公募型プロポーザル）（以下、「本プロポーザル」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者（以下、「当事者」という。）による工事の請負契約（以下、「工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

第2条 当事者は、本協定に係る一切を、信義に従い誠実に行うものとする。  
2 当事者は、本協定締結の日から工事請負契約締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行するものとする。

### （技術協力等）

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事の実設計期間において、工事請負契約の締結に向けて、本工事における未確定の仕様について提案、協議するとともに、工期を厳守し、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下、「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する技術協力業務委託（以下、「技術協力業務」という。）の契約を発注者と締結する。  
2 当事者は、設計者を含む三者との間で、本工事の設計業務に関する協議を行うため、本プロポーザルに係るパートナーシップ協定を別途締結する。  
3 優先交渉権者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。  
4 発注者は、優先交渉権者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

### （有効期間）

第4条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第8条から第14条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

- 2 上記にかかわらず、本協定およびパートナーシップ協定の締結後、発注者が定める期限までに技術協力業務の契約締結に至らなかった場合は、締結された本協定およびパートナーシップ協定は、その効力を失うものとする。

(工事請負契約手続等)

- 第5条 発注者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下、「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。
  - 3 当事者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
  - 4 前項により価格等の交渉が成立した場合、優先交渉権者は、その内容に基づき交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
  - 5 積算基準類に設定のない工種等の見積について、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については、工事請負契約書第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づく請求の対象外とする。
  - 6 発注者は、工事予算成立後、優先交渉権者と見積り合わせを行い、その金額が発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、優先交渉権者を工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって工事請負仮契約書を発注者から交付する。
  - 7 工事請負契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得た日から本契約とする。ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。

(工事請負契約締結に至らない場合)

- 第6条 発注者は、当事者いずれの責めに帰すべからざる事由により価格等の交渉が不成立となった場合は、不成立となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 価格等の交渉が不成立となった場合は、技術協力業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については当事者それぞれの負担とし、第8条から第14条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
  - 3 発注者は、本協定及びパートナーシップ協定の効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、仮契約書を交付できない場合及び工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、新たに優先交渉権者（以下、「次点者」という。）として、基本協定書およびパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託

契約の締結及び価格等の交渉を行うことができる。

- 4 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 優先交渉権者は、発注者の書面による事前の承諾による場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。

(特許工法その他の特許権等の取り扱い等)

第8条 第6条により工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者及び次点者は、当該実施設計に従い本工事を実施するために必要な限度で、技術協力業務の委託契約に基づき優先交渉権者が発注者に引き渡した成果物及び技術協力業務により実施設計に採用された優先交渉権者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については優先交渉権者に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む）を使用することができる。ただし、係る成果物や知的財産権の使用料の支払いに関しては、発注者及び次点者は、優先交渉権者と別途協議を行う。その場合は、成果物の使用料については、既に優先交渉権者が技術協力の対価として受け取っていた場合には支払を要しないものとし、それ以外の場合は当事者との間で成果物の作成に要した人件費等を踏まえ決定するものとする。

(損害賠償等)

第9条 第6条により工事請負契約が締結されなかった場合における当事者間の損害賠償義務の有無及び範囲については、信義誠実の原則に則り、その帰責原因の有無と程度については、次の各号のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者は、帰責原因が優先交渉権者にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。
- (2) 発注者は、帰責原因が発注者にある場合は、優先交渉権者に発生した損害を賠償する。
- (3) 当事者の双方に帰責原因がある場合は、各自の帰責原因の程度、割合によってそれぞれの損害賠償の有無と範囲を別に定める。

(秘密保持等)

第10条 当事者は、本協定に関し相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は本協定の相手方の事前の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。本協定履行完了後も、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報としては取り扱わないものとする。

- (1) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に被開示者が自ら適法に保有していた情報
- (2) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後又は知得した後に、被開示者の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から被開示者が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 開示者が独自に開発したことを証明し得る情報
- (6) 法令により又は主務官庁若しくは裁判所等の公的機関により開示が要請された情報

(協定内容の変更)

第 11 条 本協定に規定する各事項は、当事者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 13 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して当事者との間に生じた紛争について、三重県四日市市を管轄する裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

(その他)

第 14 条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて当事者が協議し、決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号  
四日市市  
四日市市長 森 智広

優先交渉権者 所在地 (住所)  
商号又は名称  
代表者氏名 印